

福島地方法務局須賀川出張所が統合されます  
「法務局からのお知らせ」

福島地方法務局須賀川出張所は、10月9日に郡山支局および白河支局に分割統合し、同日廃止となります。

これに伴い、須賀川出張所を取り扱っていた登記事務および白河支局で取り扱っていた戸籍事務、人権擁護事務は左記管轄市町村のとおり、統合先の支局において取り扱うこととなります。

■統合先

福島地方法務局郡山支局  
(郡山市希望ヶ丘31番26号)  
☎024-962-4500

▽管轄市町村

須賀川市、岩瀬郡鏡石町・天栄村、石川郡のうち玉川村・平田村(郡山市、田村市、田村郡は従前通り)

■統合先

福島地方法務局白河支局  
(白河市郭内1番地136)  
☎0248-22-1201

▽管轄市町村

石川郡のうち石川町、浅川町、古殿町(白河市、西白河郡、東白川郡は従前通り)  
詳しくは、お問い合わせください。

福島地方法務局総務課  
☎024-434-1111

行政相談委員による相談所を開設します

10月15日(月)から21日(日)までは「行政相談週間」

10月15日(月)から21日(日)までの一週間は「行政相談週間」です。

行政相談は、役所(国、県および市町村)や特殊法人などの仕事に関して、苦情や困っていること、心配なこと、分からないこと、要望したいことなどについて相談に応じ、その解決をお手伝いするものです。

行政相談委員は、いつでも自宅で相談に応じますのでお気軽にご相談ください。また次により相談所を開設しますので、ぜひこの機会にご利用ください。

【行政相談会】

■日時

10月18日(水)

午前10時から午後3時まで

■場所

多目的研修集会施設(1階・青年婦人研修室)

■行政相談員

過足義夫さん(浮金十字東50番地 ☎73-2515)

平成25年4月1日から障がい者の法定雇用率が引き上げられます  
「事業主の皆さんへ」

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります(障害者雇用率制度)。この法定雇用率が、平成25年4月から、下表のように変わります。事業主の皆さんは、ご注意ください。お願いします。

■注意

従業員50人以上56人未満の事業主の皆さんは特にご注意ください。

ください。今回の法定雇用率の変更に伴い、障がい者を雇用しなければならぬ事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わります。詳しくは、お問い合わせください。

福島労働局

☎024-536-4601

郡山ハローワーク

☎024-942-8609

公立小野町地方総合病院から

◎今回は、栄養室の管理栄養士から、食中毒の予防についてお知らせします。

食中毒は、夏場に多い細菌性と、冬場に多いウイルス性があります。細菌性の食中毒には、激しい下痢などを起こす腸管出血性大腸菌O-157があり、生で食肉を食べ感染するケースが多くみられます。

冬場に多いウイルス性にはノロウイルスがあり、ほとんどの場合は口から体内に入り、おう吐や下痢などの症状を引き起こします。これらの食中毒を予防するには、とにかく「手や調理用具などをよく洗うこと」「肉類は十分加熱すること」が重要です。

食中毒予防の三原則は、「菌を付けない」「菌を増やさない」「菌をなくす」です。この原則を守り、家庭から食中毒をなくしましょう。



事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8%	2.0%
国、地方公共団体など	2.1%	2.3%
都道府県などの教育委員会	2.0%	2.2%